

令和3年度 「ふれあい地域懇談会」報告書

＜ 鎌倉地域－西地区 ＞

日 時	令和3年7月15日（木） 午後2時～4時
場 所	市役所 講堂
出 席 者	自治会・町内会代表 団体：17名 鎌倉市 5名
内 容	<p>第 1 部 市長からの説明.....P. 1 「新型コロナワクチンの接種状況、今後のまちづくりについて」</p> <p>第 2 部 地域の懸案事項に関する報告.....P. 16 ① 由比ガ浜四丁目開発計画について ② 観光地における交通渋滞の解消について</p> <p>第 3 部 本年度の地域の議題に関する懇談P. 24 ① 突発大災害時の観光客に対するガイドの、商店会のマニュアルの現状について（市からの指導・要請の現状） ② 可燃ゴミの減量・資源化事業について （ゴミ問題進捗状況を説明してほしい） ③ 山裾の樹木の手入・伐採推進する為、行政指導を要望</p>

出席者名簿 (敬称略)

【自治会・町内会等】

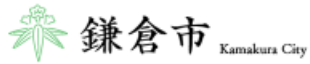
	団 体 名	氏 名	備 考
1	佐助自治会	岡田 富男	会長
2	蔵屋敷自治会	石川 隆	会長 (司会)
3	由比ガ浜自治会	山崎 巳之吉	会長
4	塔之辻自治会	加藤 孝彦	会長
5	由比ガ浜中央自治会	斉藤 良成	会長
6	若宮ハイツ自治会	山口 時子	会長
7	若宮町内会	藤島 節子	会長
8	長谷仲町町内会	太田 正和	会長
9	長谷新宿町町内会	片野 玄齊	会長
10	長谷上町町内会	川村 久雄	会長
11	長谷東町町内会	松澤 和通	会長
12	長谷大谷戸町内会	河合 泰男	会長
13	馬場ヶ谷親和会	仲島 孝	会長 (オンライン)
14	稲村ガ崎自治会	加藤 重政	会長
15	北稲村ガ崎自治会	山下 澄美	会長
16	極楽寺靈仙会	岩本 繁	会長
17	由比ガ浜西自治会	兵藤 沙羅	会長

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	市民防災部長	齋藤 和徳	
3	環境部長	能條 裕子	
4	まちづくり計画部長	林 浩一	
5	都市景観部長	吉田 浩	

第1部 市長からの説明

【全地域共通】



令和3年度 ふれあい地域懇談会

第1部 市長からの報告

鎌倉市長 松尾 崇

鎌倉市のコロナワクチン接種

○ コロナワクチン接種の概要

・ 4/24から、市内の高齢者施設入居者を対象に接種を開始。

・ 5/16から、一般の65歳以上の高齢者を対象に市内接種会場で集団接種を開始。



○ ワクチンの供給状況

4 April 2021							5 May 2021							6 June 2021							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3							1								
4	5	6	7	8	9	10	3	4	5	6	7	8	7	8	9	10	11	12			
クーポン券送付				11	1箱	17	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19		
18	19	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	22	23箱	21	22	23	24	25	26	
25	26	27	28	29	30		24	25	26	27	28	29	27	28	29	30					
1箱							30	31													

4月17日	1箱 (975回分)
4月26日の週	1箱 (975回分)
5月3日の週	6箱 (5,850回分)
5月10日の週～5月17日の週	19箱 (22,230回分)
5月24日の週～5月31日の週	21箱 (24,570回分)
6月7日の週～6月14日の週	23箱 (26,910回分)
6月21日の週から6月28日の週	23箱 (26,910回分)
7月5日の週から7月12日の週	23箱 (26,910回分)
7月19日の週から7月26日の週	23箱 (26,910回分)

7 July 2021						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
23箱	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
23箱	19	20	21	22	23	24
23箱	26	27	28	29	30	31

○ **接種実績（65歳以上）** ※市・県7/14時点 国7/17時点

	1回目接種完了	2回目接種完了
鎌倉市	83.80%	51.64%
全国	81.35%	56.76%
神奈川県	80.27%	49.68%

鎌倉市のワクチン接種スケジュール（64歳以下の方）

接種対象者	接種券発送予定	予約受付開始時期	接種開始時期
60歳～64歳の方	7月6日（火）	クーポン券（接種券）が届き次第	7月中旬
基礎疾患を有する方（59歳以下） 高齢者施設等の従事者（59歳以下）	7月8日（木）から 7月12日（月）	【①7/5までに申請した人】※1 7月12日（月）AM9時～7月25日（日） 【②7/15までに申請した人】※2 ※3 7月18日（日）AM9時～7月25日（日）	7月中旬
40歳～59歳の方	7月8日（木）	59歳の方 7月15日（木）AM9時～ 56～58歳の方 7月20日（火）AM9時～ それ以外の方の予約受付・接種開始時期は未定	7月下旬
16歳～39歳の方	7月12日（月）から順次	未定	未定

※1 6月16日（水）から7月5日（月）に市ホームページから事前申請をした方

※2 7月10日（土）から7月15日（木）に市ホームページから事前申請をした方

※3 海外留学を予定している方を追加。事前申請期間は※2と同じ。接種開始時期は7月下旬

○接種の同意について

- ・ 受ける方の同意がある場合のみ接種する。
- ・ 強制ではありません。
- ・ 接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的扱いをしてはいけません。

深沢のまちづくりのテーマ

まちづくりのテーマ 「ウェルネス」

- ・ 健康な心身を維持・発展させる生活行動
- ・ 人々のクオリティ・オブ・ライフ（生活の質）の向上



こころとからだの健康を育むまち

歩いて楽しいウォークアブル

- ・ウェルネスのまちづくりを実現する第一歩
- ・居心地がよく歩きたくなるまちなみ
- ・車中心から「人間中心」の街路空間の形成



あらゆる人と環境にやさしいまち

災害に強い防災拠点

- ・グラウンドや体育館を含む行政施設街区が一体となった防災拠点
- ・防災活動をきっかけとした豊かなコミュニティ形成



イノベーションを生み出すまち

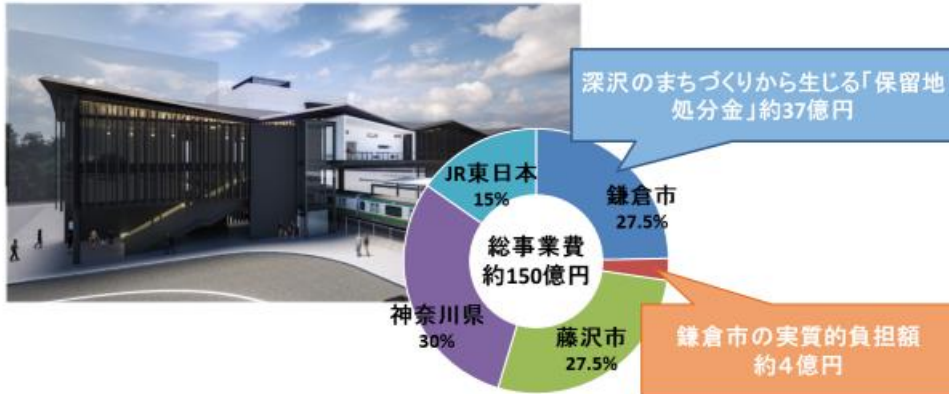
産官学民のコラボレーション

- ・ヘルスケア産業の最先端拠点形成を目指すまち
- ・先進的な産業施設の育成と産業複合地の整備
- ・産業拠点の整備による持続可能な都市経営の実現



JR東海道本線新駅について

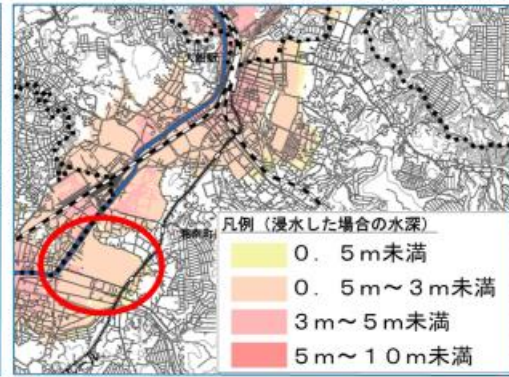
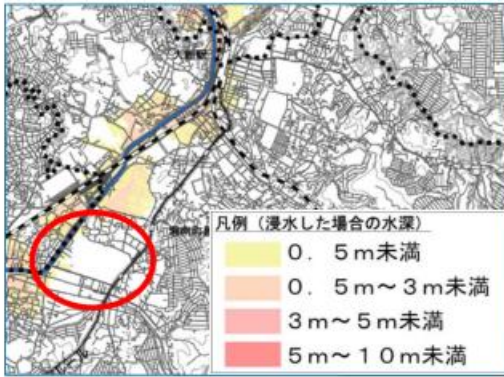
JR東日本、神奈川県、藤沢市、本市の4者でJR大船駅⇄藤沢駅間の新駅設置に合意しました。



深沢地域の浸水想定範囲について

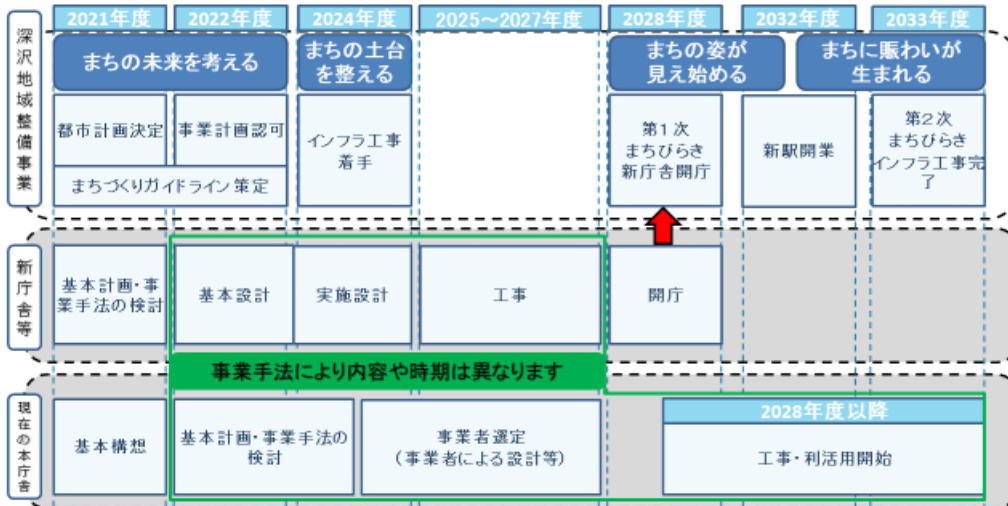
計画規模
(24時間で302mm雨が降った場合)

想定最大規模
(24時間で632mm雨が降った場合)



出典：平成30年1月26日付神奈川県告示第44号「境川水系船尾川洪水浸水想定区域図」

今後のスケジュール案(2021年7月現在)



行かなくてもいい市役所に



○申請・届出のオンライン化

申請・届出をオンラインで受け付ける手続きを順次拡大していきます。現在、申請・届出で25の手続き、イベント等で34の手続きが利用可能です。



○キャッシュレス決済の導入

従来、銀行の窓口やコンビニで、納付書により現金で支払っていた市税や国民健康保険料を、クレジットカードやスマートフォンを使ってコード決済アプリでの支払いができるようにします。

13

スマートシティの取組



ZOOM（オンライン）会議



地域コミュニティの活性化



AI人工知能・小型モビリティ



スムーズな移動環境の確保

今後のごみ処理方針

『安定的なごみ処理体制の構築⇒第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画の見直し』

平成31年（2019年）3月 将来のごみ処理体制についての方針

- 新焼却施設を建設せず、「ゼロ・ウェイスト」をめざして、ごみの減量・資源化を実施。
- 家庭系燃やすごみの約半分を占める生ごみと紙おむつの資源化、事業系ごみの資源化により令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間で、年間3万トンある燃やすごみを1万トンまで削減。

※令和11年度（2029年度）想定

燃やすごみ合計	28,708t	削減量合計	18,853t	焼却量合計	9,855t
家庭系ごみ	18,643t	家庭系ごみ計	8,788t	家庭系ごみ	9,855t
事業系ごみ	10,065t	・生ごみ	6,371t	事業系ごみ	0t
		・紙おむつ	1,485t		
		・分別徹底	932t		
		事業系ごみ	10,065t		
		・生ごみ	2,253t		
		・紙おむつ	762t		
		・分別徹底	393t		
		・混合ごみ	6,657t		

方針を実現するための施策～燃やすごみ1万トン達成に向けて～



■ 生ごみ資源化施設の整備

- 好気性の微生物を活用した最適な施設の整備方法及び収集体制の検討
- 施設候補地周辺住民に対する丁寧な説明の実施



■ 紙おむつの資源化

- 先進自治体や民間事業者の資源化に向けた進捗状況確認、費用対効果の検証

■ 事業系ごみの最適な資源化

- 生ごみの登録再生利用事業者への誘導
- 混合ごみの縦型乾式メタン発酵事業等による資源化
- 事業系ごみ処理手数料の見直し

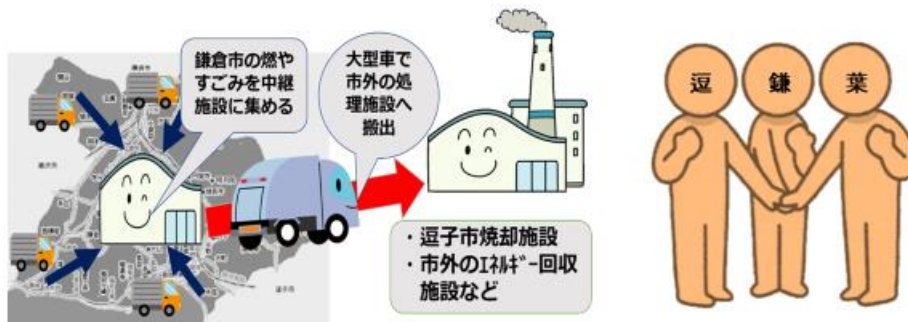


■ 中継施設の整備

- 燃やすごみを逗子市焼却施設や民間事業者の処理施設に効率良く運搬
- 名越クリーンセンター稼働停止後の跡地に整備予定

令和2年(2020年)8月 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画

- 令和6年度（2024年度）末の名越クリーンセンター稼働停止後、令和7年度（2025年度）以降は逗子市の既存焼却施設において共同処理を実施。
- 逗子市の既存焼却施設稼働停止後は、鎌倉市に整備した中継施設に2市1町のごみを受け入れ、さらなる広域連携、民間事業者の資源化施設での処理を想定。



「より良い社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動」

～ エシカル消費 ～

人権や環境に対して十分に配慮された商品やサービスを選択して買い求めること

私たちが使う商品やサービスの裏側に

「どのような背景があり、どんな人がどのような場所で作っているのか」と考えたことがありますか？

整った？劣悪な？労働状況なのか、環境に優しい？大きな負荷をかけている？等、様々な状況があると思います。皆で消費について考えてみましょう。

消費の選択が未来をつくります

12 つくる責任
つかう責任



持続可能な開発目標(SDGs)の12番目「つくる責任 つかう責任」の中で「持続可能な生産・消費形態の確保」が掲げられており、エシカル消費を行うことで目標に近づくことができます。

再生可能エネルギー100%電気を導入



市役所本庁舎

鎌倉市役所本庁舎等57施設について、温室効果ガス排出量の削減を行うため、再生可能エネルギー100%電気を導入。

- ・導入期間（契約期間）
令和3年(2021年)2月1日から令和6年(2024年)1月31日
- ・57施設の年間使用電気量
約1,026万kWh（令和元年度実績、市施設全体使用量の29.5%）
- ・年間削減CO₂量・削減効果
約4,800t-CO₂削減・約1,156世帯分、杉の木約342,857本分

令和3年、海水浴場の開設を断念



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、海水浴場の開設はしませんが、以下の安全対策を講じてまいります。

- ・ライフガードを配置して海岸を監視
- ・警備員を配置して、来訪者へ注意喚起
- ・来訪者への注意喚起看板の設置

◆今年、「遊泳ゾーン」や「臨時のトイレ・シャワー」はありません

◆次の行為はご遠慮ください



飲酒



喫煙



BBQや
火の使用



音響機器等の
使用

ご清聴ありがとうございました

第1部 市長からの説明に対する意見・質疑

＜由比ガ浜西自治会 兵藤会長＞

海水浴場の開設を断念について、これは去年と同じ状況なのでもちろんだと思いますが、観光課の方が家に来まして、海水浴場の開設を見直すということを進めているけれどもということで説明を聞きました。多分、自治会や地域の沿岸部の人は皆反対すると思いますと私は思ったんですが、一応自治会に緊急回覧を出しまして、皆様に意見を頂きました。

そうしたら、やはり海水浴場、もちろんコロナのことでは開催などもってのほかなんだけれども、それよりもやはり日頃からの被害があまりにもたくさんあり過ぎていて、皆さんのストレスが積み重なっている状態の沿岸部の方々がたくさんいるとは思いますが。結局、去年開催しなかったことで鎌倉市が海水浴場始まって以来初めての出来事で、治安が悪くなるのではないかといろいろなことが懸念されたと思います。だけど実際閉鎖をしても、別に治安は悪くならなかった。むしろ、海の家があるときの方がよっぽど治安が悪いし、観光客からのごみ捨て等の被害、あと建物に不法侵入しての被害やその他の行為等の被害が本当にすごいです。多分、鎌倉市が全部を分かってないと思いますが、海岸部に住む私達は結構なことをされているという中で、去年が閉鎖になって全然大丈夫だった。しかも海水はすごく綺麗だったし、いいことが多くて、やはり海の家がない方がいいのではないかと皆さん実感してしまった。それが、もう今年もそれだったらいいなという思いもすごくあったと思います。

観光課の方に聞いたのは、海の家が鎌倉市に全然落ちていないということを知って私はびっくりしました。なぜかという、沿岸部の皆さんは、夏の期間我慢して過ごしているのって、税金があることだし、鎌倉市のために仕方がないと思って我慢されている方ってものすごく多くて、私もその一人ですけども、それを聞いたときに、税金もないし、ごみは落とされる、汚される、治安が悪くなって、子供も海岸に行けないような状態になっている。悪いことしかないではないですか。その状況にすごく驚愕しましたが、本当でしょうか。

＜松尾市長＞

税金については、事業者さんが、それは市民の方なのか、市外の方なのかということも含めて、我々としてはそこまで細かい調査というのはしていません。

＜由比ガ浜西自治会 兵藤会長＞

それはおかしくないですか。それを市長が把握できないって、おかしいことではないですか。先の2か月間ぐらいの海岸での動くお金って、相当大きなものだと思います。そういうのはもちろん市長がご存知だとは思いますが。どうですか。

＜松尾市長＞

いえ、そこは我々も把握しきれませんし、恐らく聞いても答える義務はない。ですので、全体としては、税金があるから海水浴場を開設しているという認識はないです。やはり海は鎌倉だけのものではなくて、この海を抱える鎌倉市としては、多くの方が海水浴を楽しみたいと思っている中で安全に海水浴を楽しんでいただくということを提供するために開設している性格のものであると考えています。

<由比ガ浜西自治会 兵藤会長>

それでは、余計に去年海水浴場が閉鎖されて、海の家が建たなかったけれど、家族連れがまず多かった。そして治安が悪くならなかった。ごみのぽい捨ての被害も少なかったとするならば、海の家がない方がいいということになるのではないですか。

<松尾市長>

おっしゃっていることはよく分かりますが、まずこの海の家については、我々が設置ということではなくて、あくまでも海の家への許可については県が出しているということになります。海水浴場を開設するという中においては、130年以上の歴史があるわけですけれども、海水浴をする方々がシャワーを浴びたり、トイレが必要だったりとか、食事をするところが必要だったりとか、こういう経過の中でできているというところであります。

<由比ガ浜西自治会 兵藤会長>

いや、それが全然市民のためにとか、海水浴に来る人とかも限定されてしまい、例えば海の家があると、最近の由比ガ浜は、子供を余り連れて行きたくないような海になっています。昔は違っていたと思います。それは、鎌倉市に商売としても全然貢献してないわけです。だったら、税金もないのであれば、鎌倉市は、どういった方向に進めていくかということのを海の家ときちんと話し合っていかなければいけないのではないですか。それがあまりにも足りないのではないのでしょうか。

<松尾市長>

クラブ化ということが大きな問題になりまして、そのときの状況というのは本当にひどいものがあったと思います。その後、話し合いをしっかりと組合ともして、またイベント等をする場合にはイベント審査会という形で事前にチェックする仕組みも作りました。

<由比ガ浜西自治会 兵藤会長>

それは行きました。あんなくだらないイベント審査会はないと思います。内容がおかしいです。そういうことではないと思います。

<松尾市長>

イベント審査会に問題があるとすると、それはどういう問題があるか聞かせていただきたいと思います。でも、我々としては地域の皆さんとも話し合いをさせていただきながら、そういう勝手に音を出したりするイベントというのは、やはり止めようということで、そのような仕組みを作りました。これ以上の仕組みというのが、もし提案としてあるのであれば、頂きたいところではあります。それで実際にクラブ化で荒れた状況から、100点満点ではないですけれども、一昨年状況を見れば、ファミリービーチということでお子さんが来ても危なくないようなエリアということも設けさせていただきましたし、実際に親子でもたくさん来ていただいている様子というのも確認しています。あとはバリアフリービーチということで、いろいろな方が来やすいと

いう形にもしております、決して悪い方向ばかりには行ってないという認識は持っています。

<由比ガ浜西自治会 兵藤会長>

分かりました。あともう一点ですけど、海の家排水と排泄物の処理の問題です。今、汲み取り式の簡易トイレで、朝、汲み取りが来ていますね。あの悪臭問題もすごい。朝8時から海浜公園にいれないほど臭いです。その問題がすごく大きいと思います。あと、海の家で料理とかに使われている水の排水。海の家は排水管も繋いでない。砂浜にそのまま浸透させる方式を使っています。それもとんでもないと思います。そこを知らない方もすごく多いと思いますが、その問題をその観光課の方に聞きました、そうしたら彼らは、2年後に海を家の組合が排水管を繋げる工事をする計画があると言っていましたけれども、それはいかなものかと思っています。なぜかという、海の家、あそこはやはり非社会、反社の方の持つ、ベースはそういうものです。その組織に鎌倉の海のインフラを渡してしまうことになるのではないですか。一見、海を家の組合が設置してくれるから鎌倉市としてお金出さなくてよかったと思うかもしれませんが、それは永遠に彼らに、一権利与えることになると思います。違いますか。そうすると、その権利を与えてしまうと、彼らにこっちから言うことができなくなりますよ。その問題があると思いますがどうお考えでしょうか。

<松尾市長>

話の中であった暴力団関係につきましては、きちんとそうではないということを確認して、行政として進めていきます。ですので、決してそのような関係者が関わっているということはないし、もしあるとしたら、それは警察と連携して対応をしていくということになります。

排水の問題につきましては、これは議会でも長年課題になっておまして、我々も対応していかなければいけないということと捉えています。組合とこれまでも話し合いをしていく中で、組合の方でやっていくというのが話としては出ているということの説明させていただいたところです。確かに、ご指摘のところの懸念は、私自身もないわけではないです。では、この排水の問題を解決するに当たって、どういうお金をどこから使うかという問題がなかなか難しいので、現在、最終的な結論というところまで至っていませんが、我々としては、この排水問題をいつまでも先送りできないと思っておりますので、今いただいたご意見も参考にさせていただきながら、今後この排水問題について解決していきたいと思っております。

第2部

地域の懸案事項に関する報告

03 鎌倉西-1	由比ガ浜四丁目開発計画について
03 鎌倉西-2	観光地における交通渋滞の解消について

令和3年度ふれあい地域懇談会（第2部） 回答票

番 号	03 鎌倉西-1
テ ー マ	由比ガ浜四丁目開発計画について
概 要	現状及び今後の予定について
担 当 部 課	都市景観部 都市調整課（まちづくり計画部 都市計画課）

議題に対する回答等

令和2年度文書回答では、第1回三者協議会が平成30年（2018年）9月15日に開催されて以降、第2回の三者協議の開催について動きが全くない状況のなか、令和元年（2019年）12月に事業者から、商業施設の規模縮小について地元自治会の意見を聴きたい旨、市に打診があり、その計画内容が不明瞭であることに加え、交通問題が解決されるようなものではなかったことから、市としては、従来どおり、あくまでも交通問題を主とした課題について、三者協議の枠組みにおいて、交通シミュレーションの調査実施等に関する協議継続を事業者に対して要請していくことを報告いたしました。

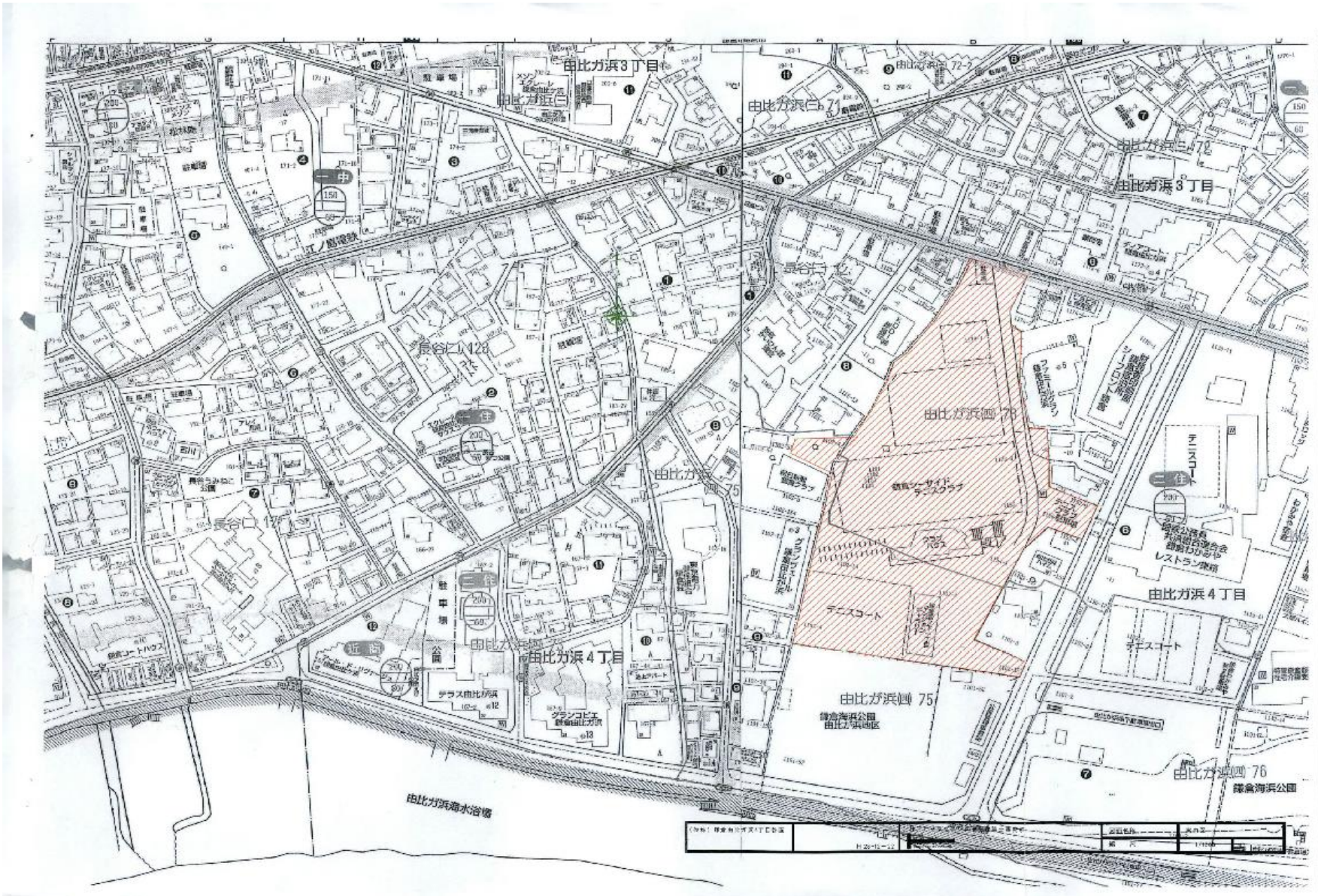
当該開発計画について、それ以降の状況及び今後の市の対応方針について報告いたします。

令和2年度中から現在において、事業者からは商業施設を約2分の1に規模縮小する旨の説明を何度か受けていますが、依然として交通問題が解消されたとは言い難いものであることに鑑み、ご承知のとおり、三者協議の開催までには至っておりません。

市といたしましては、商業施設の規模が縮小されたとしても、事業区域北側市道の交通安全対策に係る一定の方向性を見出す必要があることから、事業者に対し、今後も引き続き「三者協議」の枠組みによる議論・協議の継続を強く要請して参ります。

添付資料

案内図、土地利用計画図



第2部 「地域の懸案事項に関する報告」に対する意見・質疑

① 由比ガ浜四丁目開発計画について

<由比ガ浜西自治会 兵藤会長>

最近の情報で、商業施設側の大和情報サービスの計画が、断念する方向にあるということを知りましたが、ご承知でしょうか。

<都市景観部 吉田部長>

都市景観部が窓口になって、近隣の町内会さんといろいろ情報を交換させていただいていると思いますが、会社としての公式な発言というのは今回お示したところですので、申し訳ありませんがご理解いただきたいのですが、また会社の方から正式な意志決定の連絡があれば、改めてお伝えしたいと思います。近隣の住民の方にお伝えしている情報というのは、常に市長とか、理事者に報告しておりますので、同じ認識だと思えます。

<由比ガ浜西自治会 兵藤会長>

もしもそういう方向になったとしたらでよいのですが、これは一体開発ではないですか。どちらか一方、今大和情報サービスが降りるかもしれないという状況で、大和情報サービスが降りたとしたら、これは片方残されるNTT都市開発は、このマンション計画をそのまま続行することはない。0からスタートになるわけですよ。この一体開発は必ず一体であって、もしも計画が変わる時には0からスタート。まちづくり審議会からスタートということになりますよね。それはずっと前から聞いていますが、それでよろしいでしょうか。

<まちづくり計画部 林部長>

大規模開発事業の届出をいただいて、手続は終了している。これが変更になる時にどういう手続をするのかは、条例の施行規則の中に書いてありますが、住民の方々の意見書とかそういうものによって変更する場合というのは、事業者の事由による変更には当たらないのですが、仮にご質問になられたような変更があるとすると、それは事業者の事由による変更なのかどうなのかという判断もあると思います。事業者さんが自分達で変えるんだからというときに、具体的に従前の計画について、建築面積が増える、それから延べ床面積が増える、基本的に負荷がかかるもののような場合を想定しています。例えば建物の数が増えるとか、棟数が増えるとか。仮に商業施設がなくなりますとなった時に、それをどのように捉えて、手続をまた最初から変更の届出を出して、看板を立てて、説明会をやって、あるいは公聴会などそこまで戻すのかどうなのかというのは、そのものを見て判断をするということになりますので、この段階で全て最初からになりますよという答えはできない状況です。

<由比ガ浜西自治会 兵藤会長>

そのようには聞いていないです。ずっと土地利用調整課の方とずっとやり合ってきたわけですが、この計画がどちらか一方が折れたりとか、あくまでこのNTT都市開発と大和情報サービスの今の2社の計画であって、これが変更になる場合は、必ず最初に戻ると。ゼロからスタートすると。まちづくり審議会からスタートするという形を取るということを知って聞いてきました。

<まちづくり計画部 林部長>

これまでのやり取りの全部を私は見ていませんけれども、条例の施行規則に基づいてお話をさせていただいているので、その中では、計画について、何かしら一つでも変わったら全部最初に戻りますとは書かれてはいません。

<由比ガ浜西自治会 兵藤会長>

では、NTT都市開発が残ったら、NTT都市開発はそのまま継続できるってことですか。

<まちづくり計画部 林部長>

可能性はあります。仮に、商業施設がなくなります、マンションはやりたいですとなったときに、それが必ず全部手戻りをして、もう一回手続きしなさいというのかどうかは、今はお答えできません。どのように変更するのも分からないので。ただ、会長さんから、これまでの土地利用調整担当との話の中でということでしたので、それは確認をしておきます。

《後日回答 まちづくり計画部 土地利用政策課》

これまでの打合せ記録については、議事録として残っていないため、どのような話をしてきたのか確認することができませんでした。

また、計画に変更が生じた際は、鎌倉市まちづくり条例施行規則第52条（大規模開発事業の変更の届出）に基づき、大規模開発事業の変更の要件に該当するか判断することになります。変更の要件に該当する場合は、鎌倉市まちづくり条例の規定により、手続を行うこととなりますが、変更の要件に該当しない場合は、鎌倉市まちづくり条例の手続を再度、行うことはありません。

令和3年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	03 鎌倉西-2
テ ー マ	観光地における交通渋滞の解消について
概 要	①ロードプライシング導入に向けての現状 ②長谷地域における観光バスのショットガン方式導入の進捗状況
担 当 部 課	まちづくり計画部 都市計画課（交通政策担当）

議題に対する回答等

①ロードプライシング導入に向けての現状

令和2年（2020年）1月8日に開催した「第3回鎌倉市交通計画検討委員会・特別委員会（以下「特別委員会」という。）」での審議を経て、令和2年（2020年）1月15日に「ロードプライシングの早期実現に関する要望書」を市から国土交通省に提出し、ロードプライシングの早期実現を目指した、より一層の制度的、技術的な支援策等を要望しました。

これを受け令和2年度に同省で課金の制度や手法等の課題解決に向けた検討を進めています。

また、制度面については、これまで関係機関と協議を重ねてきていますが、現行法では課題があると考えており、規制改革も視野に入れ、スーパーシティの枠組みの中で検討できるよう、政府が推し進めるスーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する提案書を令和3年（2021年）4月16日付けで内閣府に提出し、ロードプライシングの早期実現に向け取り組んでおります。

②長谷地域における観光バスのショットガン方式導入の進捗状況

令和2年（2020年）12月14日に、長谷地域における観光バスのショットガン方式導入に向け、関係者（神奈川県道路公社及びタイムズ24株式会社）と協議を行ったところ、

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、インバウンドも含め観光客が減少している
- ・ 駐車場におけるバス利用が極端に少なく、駐車場自体の収益が悪化している
- ・ 社会実験を実施しても、現状では有用性の高いデータの取得が困難である等の理由から、社会実験も含め、実施は難しい旨の回答がありました。

新型コロナウイルス感染拡大の状況やその影響を見つつ、引き続き関係者と協議を進めてまいります。（都市計画課 交通政策担当）

添付資料

② 観光地における交通渋滞の解消について
質疑なし

第3部

本年度の地域の議題に関する懇談

03 鎌倉西 3-1	突発大災害時の観光客に対するガイドの、商店会のマニュアルの現状について（市からの指導・要請の現状）
03 鎌倉西 3-2	可燃ゴミの減量・資源化事業について （ゴミ問題進捗状況を説明してほしい）
03 鎌倉西 3-3	山裾の樹木の手入・伐採推進する為、行政指導を要望

令和3年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	03 鎌倉西 3-1
テーマ	突発大災害時の観光客に対するガイドの、商店会のマニュアルの現状について（市からの指導・要請の現状）
内容詳細	御成小ブロック自主防災組織の課題の一つに、小町地区観光客の避難時の指導行動マニュアルがあります。商店会関係者によれば必ずしも、市から明確な行動要請は無いと聞く。そこで、避難マニュアル等現状具体的な形式があれば伺いたい。無ければ、今後どんなスケジュールがあるか、伺いたい。
担当部課	市民防災部観光課

議題に対する回答等	
<p>本市では地震・津波の発生を想定し、観光客の被害を最小限にとどめ、観光客のスムーズな避難を実現することを目的として、平成 31 年 3 月に「鎌倉市観光客地震・津波対策ガイドライン（第2版）」を作成しました。</p> <p>当ガイドラインは本市ホームページにて公開しています。</p>	
添付資料	鎌倉市観光客等地震・津波対策ガイドライン

※鎌倉市観光客等地震・津波対策ガイドラインは市ホームページに掲載しているため、当報告書には掲載いたしません。

① 突発大災害時の観光客に対するガイドの、商店会のマニュアルの現状について（市からの指導・要請の現状）

<市民防災部 齋藤部長>

皆さんのお手元にお配りしたこの観光客地震・津波対策ガイドラインは、東日本大震災があった後、多くの観光客が来るこの鎌倉の中で観光客の避難誘導をどのようにしていこうかというところの指針となるものを取り急ぎ作ったものです。これを各商店会のほうにお配りをして、大地震が来たときには、まずは一緒に逃げてくださいというところですか。それを商店街の方は、それぞれご自分のお客さんに声を掛けて一緒に逃げてくださいということをお願いしますという内容です。さらには、観光客の皆さん方は基本的に帰宅困難者になります。その帰宅困難者の一時滞在施設というのは、各施設さんの協力等を得まして、この辺だと生涯学習センターってことになりますが、そこで例えば電車が復旧するとか、そのような間はそこに避難をしていただく、そういうことを準備しているということを書いています。そういったことを商店会の皆さんにご理解をいただきたいという趣旨で作りました。そこから先に、その商店会がさらにもっと細かい商店会ごとに、自分達はこのようにしようとか、そういった取り組みを今後していただくことであれば、私どもの方でお手伝いなりしていきたいと考えています。

<鎌倉地区自治組織連合会 石川常任理事>

私も同じ小学校の防災関係に携わっていますが、商店会が防災に位置付けてられていない。自治会には連絡が来るけど、商店会には連絡が来ないという話が出ましたので、それをどう組み込むか今後お願いできればと思います。

<佐助自治会 岡田会長>

提示のガイドラインだけでは商店会としてのマニュアル作りは無理でしょうね。外国人向けのパンフレットも提供できない以上、外国人観光客としゃべれないと、商店会としては何もできないレベルと理解します。このままで良いとは思えません。

令和3年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	03 鎌倉西 3-2
テーマ	可燃ゴミの減量・資源化事業について (ゴミ問題進捗状況を説明してほしい)
内容詳細	<p>令和7年度から可燃ごみの減量・資源化事業を開始するには、本年度中に事業推進上重要な部分の基本設計等が終了していてもおかしくない。このため、下記の事項の検討状況を開示して、市民の意見を聴取して大筋の賛意を得ながら進める必要があるのではないか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭から出る燃やすごみに含まれている資源化可能なものについて、更なる分別の徹底化をするため、「生ごみ」を分別収集する方法。 2. 生ごみ資源化施設の設計・建設に関して、施設の設計基準が整備され、それに基づく設計評価体制が確立している事。
担当部課	環境部ごみ減量対策課、環境施設課

議題に対する回答等

生ごみの資源化については、まず、令和6年度から小規模施設を建設、稼働し検証を行い、その後、全市を対象とした施設を整備し、令和11年度の稼働を目指しています。小規模施設での生ごみ資源化処理に向けて、先進事例や民間事業者のノウハウなどを参考にしながら具体的な手法の検討を進めるとともに、施設建設候補地の周辺住民の皆様には御理解をいただくために、事業内容の説明を行っています。

1. 生ごみの分別収集につきましては、先進事例を参考に市民負担を考慮すると、生ごみ専用の収集袋を使用して収集することが適しているものと考えています。生ごみは、野菜の皮などの調理残渣や食べ残しなどであり、資源化処理に影響するような禁忌品については、処理方法により若干相違がありますので、正式には施設整備についての地元合意を得た後、建設事業者が決定してから、生ごみの分別収集方法を周知することを考えています。まずは、施設候補地周辺住民の皆様には施設建設について御理解いただくことを最優先に取り組んでいますが、協議の状況を見ながら、候補地以外の市民の皆様にも周知を行ってまいります。
2. 生ごみ資源化施設の整備については、当初は小規模施設で開始し、処理方法や臭気対策等の効果検証を行ったうえで、本施設の整備を行うこととしています。

本施設の建設にあたっては、廃棄物処理法に基づき生活環境影響調査を実施し、その評価結果を基に周辺への生活環境に配慮した施設の設計基準を整備します。課題やその具体的解決策は、市民の皆様にお知らせし、御意見を伺いながら地域に貢献できる施設づくりを進めてまいります。

添付資料

② 可燃ゴミの減量・資源化事業について

<長谷仲町町内会 太田会長>

施設を実際作るときに、国とか県とか市とか、このようなレベルのものを作りなさいというような基準や制度があるのでしょうか。設計基準みたいなものを示しておいて、これに合格するように施設を作りなさいとか、あるいはその基準を審査するとか、体制というのはあるのでしょうか。

<環境部 能條部長>

先ほど太田会長からご紹介いただいた環境アセスの中で、大気汚染防止法ですとか、水質の関係の法律ですとか、悪臭防止法とか、いろんな規制の基準がございますので、こういう施設を作るとどういふリスクが生じて、それに対してどういふことをやっていくかという環境影響調査というものをします。それをもって、一定規模のごみ処理施設を作るときには、神奈川県への届出が必要になりますので、そこでも審査をされます。当然、民間の方に委託をしてそういう調査をするわけですが、市でもきちんと見ていきますし、また、国の事例とか、先進の事例もございますので、そういったものを参考にしながら、どういふ対応をしていくかというのを積み重ねていくという形でございます。

令和3年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	03 鎌倉西 3-3
テーマ	山裾の樹木の手入・伐採推進する為、行政指導を要望
内容詳細	<p>最近、山の手入が蔑ろにされている例が多く困った事態が発生している。</p> <p>①落葉や枯枝が大量に溜まる</p> <p>②台風や強風により倒木や大きな枝が落下し家屋の損傷や道路上では通行障害発生、なによりも人身に危険である</p> <p>③蔓や野バラといった類が道路上に垂れ下がり、人に接触し危険</p> <p>山の所有者や管理会社に手入要請するも一向に話が進まない。辞退打開の為、市の情勢指導を要望します。</p>
担当部課	都市景観部 みどり公園課

議題に対する回答等	
<p>緑地に人の手が入らなくなったことにより樹木が大きくなり、台風の際に倒木が発生するなど、民有緑地の維持管理が課題となっています。</p> <p>維持管理の責任は所有者にあることから、維持管理の重要性を認識していただくため、広報かまくらやホームページ等を通じて啓発に努めてまいります。</p> <p>また、これまで行ってきた民有緑地の枝払い等を行う「樹林維持管理事業」に加え、資金面の支援を行うため、令和3年4月から新たに「民有緑地維持管理助成事業」を開始しました。</p> <p>この事業は、緑地を将来にわたり良好に保全する維持管理作業に対して、市が経費の2分の1の金額（上限100万円、1,000円未満切捨て）を助成するものです。</p> <p>今後は、広報かまくら等を通じて当該制度の周知に努め、民有緑地が良好な状態になるよう土地所有者を支援してまいります。</p>	
添付資料	既成宅地等防災工事資金助成事業及び民有緑地維持管理助成事業に関する資料

既成宅地等防災工事資金助成事業及び民有緑地維持管理助成事業に関する資料

	既成宅地等防災工事資金助成事業		民有緑地維持管理助成事業
目的	既成宅地等における急傾斜地の崩壊又は土砂の流出等による災害に対する防災工事を推進し、市民の生命及び財産の保護を図ることを目的とする。		民有緑地において維持管理作業を行うことで、当該緑地を将来にわたり良好に保全することを目的とする。
補助率	工事費の 1/2		工事費の 1/2
上限額	防災工事	伐採工事	100 万円
	500 万円 (令和 3 年 4 月 1 日に 250 万円から引上げ)	100 万円 (令和 3 年 4 月 1 日に 60 万円から引上げ)	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ 2 m 以上 ・角度 30 度以上 ・保全対象：築 10 年以上の家屋または道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ 2 m 以上 ・角度 30 度以上 ・樹木の太さ 15 c m 以上 ・保全対象：築 5 年以上の家屋または道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林法第 2 条に基づく森林で、自己で所有する土地 ・民有緑地内の樹木や竹の伐採・剪定 ・民有緑地内の既に倒木または枯死した樹木・竹の搬出、一時的に積み置かれた木・竹の搬出

**③ 山裾の樹木の手入・伐採推進する為、行政指導を要望
質疑なし**

その他

<若宮町内会 藤島会長>

若宮町内会は自分のところの町内会館は持っていません。地域の消防署が一応避難場所にもなっているの
で、去年、一昨年までは講堂を総会や打合わせ等とかに使わせていただいていたいました。消防署が大船に移動し
てからは一切使えなくなってしまいました。ご存知でしょうか。

<松尾市長>

認識しておりますが、私の認識としては、移って使えなくなったというよりも、確か使っていたと認識して
いました。

<若宮町内会 藤島会長>

消防署の人数が減るので、管理ができない。それまでは応接室みたいなのところも1か月に1回、打ち合わせ
で使わせてもらっていました。でも、今は使えないし、私達が泥棒することはないので、管理というのは、何
を管理するのかなと思います。消防署の担当者が変わって、今は使えないんですと。それでコロナ禍になってさ
らに使えなくなってしまって、今は毎月近くのところを有料で使っているのが現状です。できれば消防署は市
の持ち物なので、信用して使えるようにしてほしいというのが切実なお願いです。

<松尾市長>

そうですね。前向きに検討していきたいと思います。決して信用してないということではありません。消防
に状況を確認すると、やはり今の体制で火災が一度起きると、いる署員全員出て行って、全く空になってしま
うという状況も時には発生しているということです。

<若宮町内会 藤島会長>

誰もいなくなって、私達の見張り番をする人がいないから使えないと感じませんか。誰か責任者がいて、例
えばもし誰もいなくなったら鍵を閉めて、それで戻って来たら鍵を渡すとか、そのように運用上できるのでは
ないか思います。ただ、何も使っていないのに、市民のために管理者がいないからということだけで使えないと
いうのはもったいない話だと思います。

<松尾市長>

そうですね。おっしゃるとおりだと思います。使えるような形になるか、うまく仕組み考えていきたいと思
います。

《後日回答 鎌倉消防署 警備課》

該当町内会には回答させていただきました。

<塔之辻自治会 加藤会長>

民泊についてお願いがあります。民泊自体は、保健所の許認可の範囲になってると思います。ただ、認可は受けた後、あるいは受けてないのかもしれないですけども、塔之辻の自治会の中にも一つワンルームマンションが、福祉センターの前にできているので、ここがどうも民泊まがいのことをやっている。マンションの入り口に7個から8個のキーを挿しています。そのキーは何かというと、どこかの旅行代理店で、そのキーを預かってくるんです。そしてそのキーを開けると、ルームキーが入っています。そのルームキーで中へ入って、宿泊が何日間で、終わると今度はそのキーの中にルームキーを入れちゃうと。そしてキーを閉めて、多分旅行代理店に返して、そして精算するというような民泊が行われているようなんです。

保健所もさることながら、市役所でも管理なり、状況を見てほしいというお願いです。今後も保健所と連携されて、いい環境づくりをお願いしたいです。

<松尾市長>

民泊は、県の管轄というところございますが、市としても地域住民の皆さんにかなり密接な課題で、地域においては、かなり深刻なトラブルというのも発生している状況ございます。市としてもそういう場合には相談窓口ということで、1階にしろ福祉の相談窓口がありまして、そこで民泊のご相談もお受けして、きちんと県とも連携して対応するという体制を取っております。今のご指摘のところにつきましては、担当にも共有をしておきますので、また会長さんにもご相談させていただきながら、現地の確認等させていただければと思います。

《後日回答 共生共創部 地域共生課》

当該建物に係る民泊申請及び登録状況について神奈川県鎌倉保健福祉事務所（以下、「保健所」とする。）へ確認を行った結果、申請はないとのことでした。保健所の担当者からは、近隣の方（通報者）から直接相談状況を聞きたいとのことでしたので、その旨を自治会長へ伝えました。その後、新たな申請・登録が行われていないか、再度、保健所へ確認しましたが、申請・登録はないとのこと、会長へ報告しました。保健所の担当者には、これまでと同様に事業者が民泊に対する相談に訪れた際には自治・町内会長への説明を行うよう依頼しています。民泊に関する対応は、引き続き保健所及び関係担当課と連携して取り組んでまいります。

<若宮町内会 藤島会長>

やはりかなり増えています。民泊で旅館業法の届出をしているところもあります。あとは1軒ごと、鍵をどこから借りてきて、それで1泊その1軒ごと借りてやっているところもあれば、この3年間ぐらいの間に2軒ぐらいあったのが8軒ぐらいに増えています。それで一番不安なのは、この人はどこから来たのだろうかというところ。あと管理者が毎回変わって、今はそこに住みついている人もいます。1泊が安いから。市はこのような状況を把握しているのかという不安はあります。鎌倉は観光都市なので、このようなところは把握して、その対応は、ある程度基準を決めておかないとどこにしわ寄せが来るかということ、やはり地域に来るので、是非力になってほしいです。

<松尾市長>

こうした届出があったときには、情報は共有するというので、県とも連携はさせていただいています。やはり中には届出が出てないというようなところで、トラブルもあつたりすることもありますので、しっかりと地域の皆さんとも連携をさせていただきながら、もし問題がある時には、すぐにご連絡をいただいて、現場での対応ということにさせていただきたいと思います。

<長谷東町町内会 松澤会長>

7月に入って鎌倉市のコロナの感染が多いです。なぜ鎌倉市だけがそれだけ増えているのかすごく不安です。一部の噂というと、高校の先生が5人ぐらい感染して、それがクラスターになって増えているという話は聞きましたが、それが真実だかどうか分かりませんが、許される範囲で情報がいただきたいです。

<松尾市長>

実は、鎌倉市にも情報は来ないです。こうしたことがあつたときには、保健所にできるだけことは教えてほしいとお願いしますが、個人情報のことは一切教えてはもらえないです。今回もこの週末から10人前後、毎日のように出ていまして、これは新聞報道で見ましたが、この鎌倉保健所管内の飲食店でクラスターが発生したというのが一つあります。それで市内の小・中学生も感染者がこの5日間ぐらいで3人ほど出ています。やはりその3名は家庭内感染ということになっておりまして、恐らくそうしたところの飲食店で感染した方が自宅で子供にも広げているというのが、これは予想されるところで、私の認識している部分はこれぐらいまでです。

市としてはできることとして、防災メールでは、今急増しているので皆さん注意くださいということをして流しているという状況です。

<長谷仲町町内会 太田会長>

先日、オリンピックのチームが鎌倉にも来るので、長谷自治会に案内いただきましたが、その際、あまり明確なことは言いません、だけど、地元の町内会ぐらいには知らせておきたいですぐらいな感じだったので、さすがにそれは失礼だろうから、地元の町内会には、せめてそういう人達が来るよというぐらいの連絡ぐらいはしないとだめですと言いました。それはやってもらったみたいらしいのですが、昨日、学童をやってる最中に、それとおぼしき人が上半身裸でフラフラ歩いているんです。もちろん、我々はそういう話を聞けば、町内会やなんかのほうで、なるべく近付かないようにしろよというようなことは注意喚起していますが、その案内があつた文化課の課長さんも、こちらから近寄らなければ大丈夫ですから、彼らは何もしませんからとか言っていました、逆じゃないかなと思ってしまつて。特にそこに滞在されている方は某国のヨットチームらしいのですが、彼らが出てしまうのでは、どうしようもないのではないかと心配があります。

<松尾市長>

地域の皆さんには本当にご心配、ご迷惑をお掛けしておりますこと、申し訳ございません。

我々としては、フランスとのセーリングチームとはホストタウンということで、3年前から取り組みを進めておりまして、今回もこのオリンピックが開催されるということについては精一杯安全にフランスチームが

活躍できるようにということで、支援をしているという、こういう状況です。ただ、やはり地域の皆さんにご迷惑をお掛けしてはいけないということで、そういう不用意な外出はしないようにということで、きちんとルールを定めておりますので、改めて今のお話は共有しまして、そういうことがないように徹底をしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

<馬場ヶ谷親和会 仲島会長>

二点ばかりお伺いしますが、長谷地区での観光バスのショットガン方式はどのようなもので、どのように進められているのか、お話いただけますでしょうか。

<松尾市長>

ショットガン方式につきましては、長谷の大仏前バス停付近に観光バスを停車させ、利用者を乗降させることで、周辺交通に影響を及ぼしていたことから、長谷のバス駐車場で利用者を降ろしたら、そのまま由比ガ浜地下駐車場へバスを回送して駐車し、また乗る時には長谷のバス駐車場の方に行くという、このような流れで行うものです。

<馬場ヶ谷親和会 仲島会長>

以前に、常盤の方に一時待機場所、小型のバスのパーキングを作った例と同じことということですね。

<松尾市長>

そうです。あそこがなくなってしまいましたので、別の場所でそれができないかということです。

<馬場ヶ谷親和会 仲島会長>

山裾の樹木の手入れについてです。事実上、土地の所有者をどこまで把握できるかは限度があります。これは地主さんの問題で、実際に住んでいる方で確かに一部所有されている方もいるはずですがけれども、この辺は市の方で積極的にと、地主に周知徹底してもらうしか方法はないと思います。

これに付随した件ですが、公的不動産活用課の方が来られて、その山裾の、俗に言う、青地、赤地を買い上げ、もしくは貸し出しすると。確かに不法に使っているお宅もあります。極端なところは物置を作ってしまったりと塀を作ったりしているのが実情です。そういうことを防ぐために、買うなら買う、借りるなら借りる。我々も長細いその一本道の谷戸ですから、災害時には山裾を通らなければいけない、災害避難通路にも値すると私どもは考えております。そこで、市が隣接するその地権者に売った、若しくは貸した。そうすると、こちらには何かあったときに、断りなしにそこを歩いていいものかどうかということも起きるわけです。現在、その中に一部、買うも買わないもせせんと回答した方は、3メートルぐらいの道幅になっていて、車は十分に通れる場所で、これの長さが50メートル以上あります。そうしたら、今度は、そこは通ってはいけないとのことで、道路封鎖の市の看板が出ています。故に、その付近の住民の方は、周りの草刈りとかごみについて一切協力しておりません。市がそこまでやるのであれば、併せてその場所の管理もしていただきたいと思います。加えて、昨今の大雨でもって山からの土砂、これが流れ出て、アスファルトの道に相当量が溜まっていて、これも迷惑しております。一応町内会には案内がありましたけども、その結果どうなって、どういう方向で今後進

めるのか。また、これは鎌倉市全体の話なのでしょう。鎌倉市全体の話になると、特に旧市内は谷戸だらけですから、当然青地、赤地が相当数あると思います。どこまでそれが影響を及ぼすのか。公的不動産活用課の方が来て、歩き回って、一つの青地、赤地から年間何千円かの地代を徴収する。これで間尺に合うのかなど。青地、赤地は国の財産で、市はそれを管理するだけという、前に聞いておりますので、実際にどのように行っているのか。

<松尾市長>

具体的な場所を把握してないものですから、担当から会長にもう一度ご連絡させていただきます。具体的にどのように進めていくか、ご相談させていただきますので、よろしくお願いします。

《後日回答 総務部 公的不動産活用課》

極楽寺二丁目 949 番 2 の市有地については、平成 18 年度に馬場ヶ谷親和会から、急傾斜工事により平場となった青地部分を災害時の緊急避難路として確保して欲しいという要望をいただいたことから、当該土地を災害時の緊急避難路として使用することを承知し、管理は馬場ヶ谷親和会にお願いすることとして貸付けや払下げは行わないこととしました。その際、馬場ヶ谷親和会から当該土地を使用している方がいるとのお話を伺ったため、これについては是正をいたしました。

令和 2 年に当該土地の現況を確認したところ、駐車場や倉庫が設置され市有地が無断で使用されている状況であったことから、当該土地を使用している方には、災害時は緊急避難路と使用することを説明しながら、貸付け又は撤去をお願いすることとしました。

しかし、当該土地は市街化調整区域及び古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく歴史的風土特別保存地区に指定されているため、建築物及び工作物の新築、土地の形質の変更等の行為について厳しい制限があり、すでに設置されている工作物を一度撤去しないと貸付けができないという判断となりました。今後、当該土地に工作物等を設置している方には撤去をお願いしていきます。

極楽寺二丁目 953 番 2 の市有地については、近隣住民から市有地の管理について問合せがあり、無断使用等についての整理を始めたものです。

当該土地は道路法及び建築基準法に該当する道路ではないため、通行や使用するにあたっては市からの借受け若しくは払下げが必要となります。また、当該土地は市街化調整区域及び古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく歴史的風土特別保存地区に指定されている土地です。現在、当該土地は誰にも貸付けを行っておらず、管理上、立入禁止の看板を設置しており、今後も適正に市有地管理を行ってまいります。当該土地の草刈り等が必要な場合やごみが不法投棄されている場合は市までご連絡ください。また、当該土地から流れ出る土砂については県が所有する山から流れてきているものであるため、市から県に連絡をいたします。

これらの対応は市有財産の管理として行っているものであり、本件と同様な案件を把握したときは同様に対処しています。